

## 田原本町観光プロモーションビデオ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

田原本町の魅力（歴史、文化、自然など）を、国内外に広くPRするための観光宣伝用映像とポスターを制作する。映像とポスターは、ホームページ上や観光施設等で公開・掲示するほか、各種商談会、観光展、イベント時等で活用し、観光客の誘致促進につなげるためのPRツールとする。

本プロポーザルは、上記の制作事業を行うにあたり、その委託事業者を選定するために行うものとする。

### 2. 業務委託の内容

業務委託の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務委託名 田原本町観光プロモーションビデオ制作業務委託

(2) 業務委託期間 委託契約締結の日から平成30年3月31日まで

(3) 委託限度額 7,200千円（消費税、及び地方消費税を含む。）

内訳（平成28年度） 3,000千円

（平成29年度） 4,200千円

(4) 業務委託内容

#### ①観光PR映像制作

田原本町観光PRのための企画、構成立案、映像・画像を使用した動画制作、ナレーション、取材、撮影、編集並びにこれらに付随する一式の業務委託。（平成28・29年度共通）

#### ②観光PRポスター制作

田原本町観光PRのための企画、デザイン、静止画撮影並びにこれらに付随する一式の業務委託。（平成29年度）

(5) 規格等

#### ①平成28年度

・成果品

田原本町の観光PRを掲載した映像コンテンツ

ア DVD(MPEG2) 5枚

※DVDの作成は、レーザー焼付け方式で行い、DVDディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする。

イ ブルーレイ(MPEG2) 5枚

※ブルーレイの作成は、レーザー焼付け方式で行い、ブルーレイディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする。

ウ 白マザーデータ(MPEG2、MPEG4、WMV等、動画編集ソフト等で編集可能なものを3種類以上)

※記録媒体に記録し、納品すること。

エ Youtube掲載用動画データ収録DVD 1枚

・仕様

- ア ハイビジョン画質で制作し、画面縦横比16:9とすること。
- イ 撮影した映像を編集し、田原本町の魅力を紹介するもの、1本（10分程度）を作成すること。
- ウ ナレーション(日本語)、テロップ（聴覚障害者対応）及び音楽等の音響効果を入れること。言語については、日本語及びテロップ（聴覚障害者対応）を選択できるチャプターメニュー機能を付けること。

②平成29年度

・成果品

田原本町の観光PRを掲載した映像コンテンツ

ア DVD(MPEG2) 300枚

※DVDの作成は、プレス方式で行い、DVDディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする。

イ ブルーレイ(MPEG2) 10枚

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする。

※ブルーレイの作成は、レーザー焼付け方式で行い、ブルーレイディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

ウ 白マザーデータ(MPEG2、MPEG4、WMV等、動画編集ソフト等で編集可能なものを3種類以上)

※記録媒体に記録し、納品すること。

エ Youtube掲載用動画データ収録DVD 1枚

田原本町の観光PRポスター

オ ポスター(A1サイズ) 2種類×500枚

用紙 コート紙(110~135kg) 色数 4色

※プロモーションビデオに連動した内容で制作すること。

カ ポスターのデータ(JPEG・PDF・AI CS4)

※記録媒体に記録し、納品すること。

・仕様

- ア ハイビジョン画質で制作し、画面縦横比16:9とすること。
- イ 魅力を構成する要素ごとにテーマ化した内容とし、テーマは田原本町が保有する観光素材を組み合わせた提案とする。
- ウ 平成28年度制作の田原本町観光プロモーションビデオ(秋・冬期間分)の映像素材を編集に盛り込むこと。
- エ テーマごとに2~5分程度で1番組としたものを5本(20~25分程度)とし、タイトル画面において各テーマが選択できるチャプターメニュー機能を付けること。  
※テーマの例 田原本町の魅力紹介、唐古・鍵遺跡、伝統行事・イベント、寺社・仏閣、田原本町の四季等
- オ ナレーション(日本語、英語、韓国語、中国語<簡体字>)、テロップ(聴覚障害者対応)及び音楽等の音響効果を入れること。言語については、日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字)及びテロップ(聴覚

障害者対応) を選択できるチャプターメニュー機能を付けること。

カ 平成30年オープン予定の唐古・鍵遺跡史跡公園及び交流促進施設(道の駅)の映像については、外観がほぼ完成する時期に撮影し、編集に盛り込むこと。

キ 田原本町道の駅建設工事設計業務委託において作成される映像ソフト概要を編集の際に考慮すること。

(6) その他

制作内容及び成果品等については、委託事業者決定後、田原本町と協議のうえ調整すること。

### 3. 応募資格

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する法人等でないこと。
- (2) 近畿2府4県に本店支店又は営業所を有していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- (4) 田原本町から指名停止を受けている法人等でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われている法人等でないこと。ただし、会社再生法に基づき、更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (6) 民事執行法(昭和54年3月30日法律第4号)による差押等金銭債権に対する強制執行、若しくは国税、市町村税について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった法人等でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる法人等でないこと。
- (7) 田原本町暴力団排除条例(平成23年12月田原本町条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (8) (7)に規定するものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

### 4. 応募の流れ

日 程	項 目
平成28年9月1日(木)	募集開始 募集要領のホームページ掲載
平成28年9月8日(木) ～平成28年9月12日(月) 午後5時まで	質問書の受付
平成28年9月14日(水)	質問書の回答
平成28年9月23日(金) 午後5時まで	参加申込書・企画提案書等の提出期限

平成 28 年 9 月下旬予定	第一次審査（4 者以上の応募があった場合）※書類審査
平成 28 年 10 月上旬予定	プレゼンテーション対象者決定通知
平成 28 年 10 月中旬予定	プレゼンテーションの実施
平成 28 年 10 月中旬予定	審査結果の通知
平成 28 年 10 月下旬以降	契約

※第一次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

## 5. 応募手続き

### (1) 応募要領

平成 28 年 9 月 1 日（木）より、田原本町ホームページに募集要領を掲載する。

必要に応じダウンロードすること。

### (2) 質問受付

- ①受付期間 平成 28 年 9 月 8 日（木）～ 平成 28 年 9 月 12 日（月）（必着）
- ②受付方法 質問書（様式 6）に記載し、メールで観光・まちづくり推進課まで提出すること。電話での質問は受付ない。  
質問書を提出した場合は、担当者へ電話による確認をすること。
- ③回答方法 平成 28 年 9 月 14 日（水）に町ホームページにて回答する。

### (3) 提出期間

- ①日 時 平成 28 年 9 月 1 日（木）  
～ 平成 28 年 9 月 23 日（金）午後 5 時まで  
（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く。）
- ②時 間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時
- ③場 所 田原本町役場 産業建設部観光・まちづくり推進課  
※持参による提出のみとする。

### (4) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）
- ②企画提案書（様式任意）  
※企画提案書は、A4 版縦長横書きとする。ただし、図など必要に応じて A4 版横長横書き及び A3 版を折り込むことも可とする。また、以下の順で記載すること。  
Ⅰ 本業務に関する取り組み方針（コンセプト等）  
Ⅱ 本町の魅力や観光資源（唐古・鍵遺跡等）の本業務での活かし方  
Ⅲ 作業工程・スケジュール  
Ⅳ プロモーションビデオ制作に関する提案  
Ⅴ ポスター制作に関する提案  
Ⅵ 本業務の成果物を活用した、効果的な PR・情報発信の方法の提案
- ③会社概要（様式 2）
- ④業務実績報告書（様式 3）
- ⑤業務実施体制（様式 4）

⑥見積書（様式5）

⑦過去3年間の財務状況が分かる書類（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類（様式任意）

⑧納税を証する書類又は未納がないことを証する書類（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税の納税証明書で提出期限前過去3ヶ月以内のもの）

⑨法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法務局発行のもの

(5) 提出部数

12部（正本1部、副本11部）

※副本については、全ての書類の会社名、代表者名及び住所等、会社名を特定できる情報を記入せず提出すること。

※(4)⑦及び⑧については、正本に原本を添付し、副本には原本を複写し、会社名、代表者名及び住所等、会社名が特定できる情報を消したうえ、添付すること。

## 6. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時 平成28年10月中旬予定

※詳細については、該当者に別途通知する。

(2) 実施場所 田原本町役場 会議室

(3) 出席者 1 応募者につき、3名以内とします。

(4) 実施時間 1 応募者あたり40分程度

（提案書説明25分程度、質疑応答15分程度）

※準備等の時間は含まない。

(5) その他

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の記載内容と同一のものとする。

また、公正な審査を行うため、会社名等を出さずにプレゼンテーションを行うこと。

なお、プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材の持ち込みによる説明も可とするが、町では用意しないので、連絡のうえ、応募者で準備すること。

## 7. 審査・選定方法

(1) 審査委員

選定は、町が別に定める委員により組織された「田原本町観光プロモーションビデオ制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

①第一次審査（書類審査）

審査委員会が評価基準により参加申込書等を審査して評価を行い、評価点数（35点満点）の合計が高い者から3者を第二次審査のプレゼンテーション対象者として選定する。ただし、参加申込書等を提出した者が3者以

下の場合は、第一次審査を省略するものとする。

第二次審査のプレゼンテーション対象者として選定した提案者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった提案者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

### ②第二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーション対象者は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うものとする。

審査委員会は、プレゼンテーションにおいて評価基準により審査し、評価を行う。各審査委員の採点（100点満点）の合計で最も高い評価を一番多く得た者を第1位契約候補者とする。ただし、最も高い評価を一番多く得た者が複数いた場合は、各審査委員の合計点数が高い者を第1位契約候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により第1位契約候補者を決定する。第1位契約候補者1名、第2位契約候補者1名を選定する。

第1位契約候補者及び第2位契約候補者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

第1位契約候補者については、選定後、速やかに町ホームページにおいて公表するものとする。

### (3) 評価基準

各審査の評価項目及び評価事項は以下のとおりとし、審査委員が採点を行う。

なお、各審査委員の平均評価点数が一定の点に満たない場合は、選定せず再度公募を行う場合がある。

全費用の合計が委託限度額を超える場合は参加することができないものとする。

#### 第一次審査（35点満点）

評価項目		評価事項	評価点
提案内容	動画の制作に係る提案内容	仕様書に記載された内容が盛り込まれているか。また、仕様書に記載のない、より魅力的な提案がされているか。（注目度、斬新さ等）	5
	ポスターの制作に係る提案内容		5
業務の実現性	業務の実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。	5
	業務実績	過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5
	経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
	計画・スケジュール	業務の実施手順・スケジュールが適切であるか。	5
	経費（見積額）	仕様書に記載されていない、より魅力的な提案を含む、総合的な提案内容に対して見積額が妥当か。	5

## 第二次審査（100 点満点）

評価項目		評価事項	評価点
提案内容	基本認識	業務の趣旨や目的、田原本町の特性や魅力を理解しているか。	10
	動画及びポスターの制作に係る提案内容	基本認識をふまえたコンセプトとなっているか。	10
		仕様書に記載された内容が盛り込まれているか。また、仕様書に記載のない、より魅力的な提案がされているか。（注目度、斬新さ等）	15
		映像を引き立たせるBGM・音響効果が提案されているか。また、著作権等の権利関係がクリアされているか。	10
		提案の内容が分かりやすく、効果的に町の魅力を伝えることが可能か。	15
	PR・情報発信	本業務の成果物を活用した、効果的なPR・情報発信の方法が提案されているか。	10
業務の実現性	業務の実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。	5
	業務実績	過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5
	経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
	計画・スケジュール	業務の実施手順・スケジュールが適切であるか。	10
	経費（見積額）	仕様書に記載されていない、より魅力的な提案を含む、総合的な提案内容に対して見積額が妥当か。	5

### 8. 選定結果の通知

審査結果については、平成 28 年 10 月中旬（予定）にプレゼンテーション対象者に通知する。

### 9. 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。失格となった場合は、審査に参加することができないものとする。すでに審査が終了している場合は、失格となった者の審査結果を無効とする。また、すでに契約を締結している場合は、契約を破棄し、第 2 位契約候補者と契約するものとする。

- (1) 応募者の資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (2) 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
- (3) 書類の提出方法、提出期限を守らないとき。
- (4) その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

## 10. 契約の締結

- (1) 選定した契約候補者と町が協議し、委託業務委託に係る仕様を確定させたうえで、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は、提案された内容が基本とし、契約候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならないものとする。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、本業務の履行内容に瑕疵があるときは、本業務の履行を完了した日から1年間、その瑕疵を補修し、代替品を納入し、又は瑕疵の補修若しくは代替品の納入に代えて、瑕疵の補修若しくは代替品の納入とともに、町に対してその損害を賠償するものとする。
- (5) また、契約保証金については、免除するものとする。

## 11. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の提案書等の修正及び変更は認めない。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び町民等からの情報公開の請求等に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての問い合わせ及び異議申し立てについては、一切受け付けない。
- (6) 本町は、契約締結後においても、受託者に本提案における不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (7) 参加申込後に諸事情により辞退する場合は、辞退届（様式7）を田原本町産業建設部観光・まちづくり推進課へ提出（郵送での提出を可とする）すること。ただし、提出された書類については、返却しない。

## 12. 問合せ先

問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

田原本町産業建設部観光・まちづくり推進課

TEL：0744-34-2080 FAX：0744-32-2977

E-mail：[kanko@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:kanko@town.tawaramoto.nara.jp)